

11 健康管理

(1) 学生相談

学生が学生生活を送るうえでの相談に応じるため、臨床心理士による学生カウンセリングルームを週1回開設しています。

教育支援課、健康管理センター、又は教員（学生生活相談担当教員、アドバイザー教員、研究指導教員など）を通じて申し込んでください。なお、相談内容の秘密は固く守られます。

(2) 健康相談

学生が健康上の相談をしたい場合は、校医（内科）による健康相談を受けることができます。教育支援課又は健康管理センターに申込み、日程調整をしてください。

(3) 健康管理

健康状態について、常に自己管理を心がけてください。登校中、又は学内において体調が思わしくない場合は、教育支援課に欠席を届け出たうえで早めに帰宅して静養するなり、医療機関を受診するなどしてください。帰宅が難しいほど不調の場合は、教育支援課に連絡し(5)の健康管理センターの指示に従ってください。

(4) 定期健康診断

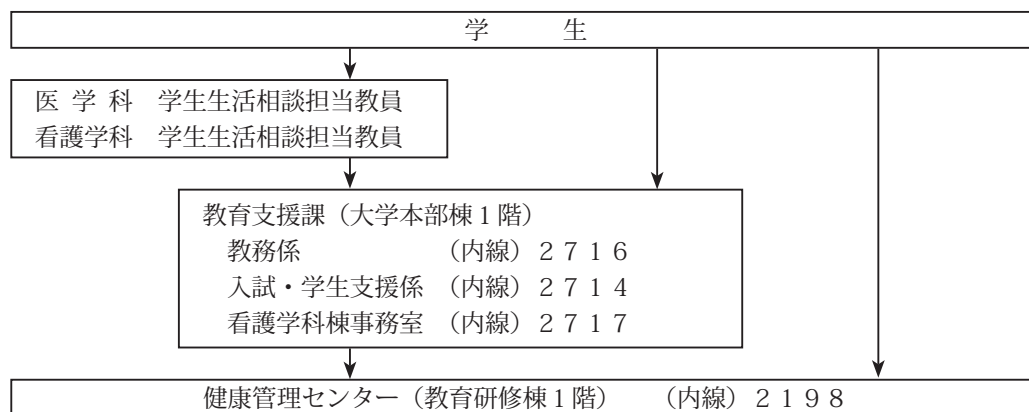
学校保健安全法により、定期健康診断の実施が義務付けられています。

各学年とも毎年1回、4月以降に実施する定期健康診断を受けなければなりません。定期健康診断を受診できなかった学生については、診断項目について自己責任で受診し(5)の健康管理センターに報告してください。

また、医学科1年生、編入2年生、看護学科1年生・看護学研究科1年生を対象に結核感染防止のためのIGRAs検査、麻疹（はしか）・風疹（三日ばしか）・ムンプス（おたふくかぜ）・水痘（水ぼうそう）の4種感染症抗体価検査及びB型肝炎抗原抗体検査を実施します。さらに、B型肝炎抗原抗体検査の結果、ワクチン接種対象とされた方にはB型肝炎ワクチン接種を実施します。

(5) 健康管理センター

学内において緊急を要する怪我・発病等の場合は、下記により健康管理センターに連絡してください。応急対応やベッドでの休憩などが可能です。必要に応じて医療機関を紹介します。なお、健康保険証は常に携帯しておくことをお勧めします。



(6) 附属病院の受診を希望される方へ

本大学の附属病院を受診される場合、他院もしくは健康管理センターの発行する紹介状を持参されると選定療養費が免除されます。

健康管理センターにて紹介状の発行を希望される方は、平日午前8時30分～午後4時30分までに健康管理センターに行き、受診理由等を記載してください。

なお、緊急の場合を除き、受付時間（平日午前8時30分～午前11時）を超えて受診することはできません。また、診療科により外来診療を行っていない曜日があるため、事前に調べておいてください。

(7) 感染症対策

感染性の疾患にかかった場合、速やかに医療機関を受診し、教育支援課に連絡してください。診断が出るまでは登校を控え、診断が出た場合は医師の指示に従ってください。併せて、診断結果を教育支援課に連絡してください。欠席しても公欠が認められますので、登校後に診断書と公欠届を提出してください。

なお、新型コロナウイルス感染症については大学からの対応方針が状況に応じて更新されているので、最新の情報を把握してそれに従ってください。

主な感染症の出席停止期間

(その他の疾患でも教育支援課または健康管理センターの指示に従ってください)

| 感染症の種類 | 出席停止期間(登校基準) |
|---------------------|---|
| インフルエンザ (※) | 発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。 |
| 百日咳 | 特有の咳が消失するまで、または5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで。 |
| 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) | 耳下腺等の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。 |
| 麻疹(はしか) | 発疹に伴う発熱が解熱した後3日を経過するまでは出席停止。ただし、病状により感染力が強いと認められたときは、さらに長期に及ぶ場合もある。 |
| 風疹(三日ばしか) | 発疹が消失するまで。 |
| 水痘(水ぼうそう) | すべての発疹がかさぶたになるまで。 |
| 感染性胃腸炎 (ノロ・ロタ等) | 下痢、嘔吐症状が消失してから48時間を経過するまで。手洗いを励行すること。 |
| B型肝炎 | 急性肝炎の急性期でない限り登校は可能。HBVキャリアの登校を制限する必要はない。ただし、血液に触れる場合は手袋を着用するなど、予防策を守ることが大切。 |
| 髄膜炎菌性髄膜炎 | 病状により校医等において感染の恐れがないと認めるまで。 |

(※) 鳥インフルエンザ(H5N1、H7N9など)及び新型インフルエンザ等感染症は別途対応。

附属病院での実習時には、B型肝炎、麻疹・風疹・ムンプス・水痘の抗体価およびワクチン接種記録の提出が求められます。また、学外の実習受け入れ施設でもワクチン接種を済ませていることを要件とする場合があります。海外留学時にも抗体検査結果やワクチン接種記録が求められます。実習に参加できない事態を避けるため、定期健康診断においてワクチン接種が必要とされた者は、必ずワクチン接種を済ませておいてください。またワクチン接種記録は速やかに健康管理センターに報告するとともに、医療機関に勤める際にも必要になりますので自己管理してください。

12 敷地内禁煙の実施について

令和元年7月1日より実施

○禁煙実施の趣旨

予防医学の観点から喫煙が、がんや生活習慣病等の重大な危険因子であることは言うまでもなく、「望まない受動喫煙」による入院患者を始めとした来学される全ての方、本学学生及び教職員の健康被害を防止するため、特定屋外喫煙場所を設置し、指定された場所以外での喫煙を禁止する敷地内禁煙を実施しています。